

九州大学学術研究・産学官連携本部規則

平成28年度九大規則第27号

施行：平成28年10月1日

最終改正：令和3年6月7日

(令和3年度九大規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第15条の6第2項の規定に基づき、学術研究・産学官連携本部（以下「学産本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 学産本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究戦略の企画・立案に関する事。
- (2) 科学技術・学術審議会等の答申、科学技術関係施策等の分析に関する事。
- (3) 競争的研究資金等の獲得支援に関する事。
- (4) 研究体制の企画に対する支援に関する事。
- (5) 産学官連携に関する事。
- (6) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する事。
- (7) 大学発ベンチャーの創出に関する事。
- (8) 橋渡し研究、臨床研究及び治験の推進に関する事。
- (9) その他全学的な学術研究戦略に関する事。

(グループ等)

第2条の2 学産本部に、次に掲げるグループ等を置く。

- (1) 研究企画・サポートグループ
- (2) 産学官連携推進グループ
- (3) 知財・ベンチャー創出グループ
- (4) 橋渡研究推進部門
- (5) 機器共用促進支援室
- (6) 病院地区分室
- (7) 理研・九大科技ハブ支援室

(組織)

第3条 学産本部は、本部長、副本部長、本部長補佐及び部員をもって構成する。

(本部長)

第4条 本部長は、総長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を掌理する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本学の理事のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐して本部の業務を処理し、本部長に事故があるときはその業務を代行し、本部長が欠員のときはその職務を行う。

(本部長補佐)

第6条 本部長補佐は、部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 本部長補佐は、学産本部の業務のうち本部長が指定する業務を処理する。

(部員)

第7条 部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 本学の理事、副学長及び副理事のうちから本部長が指名する者

(2) 学産本部の職員

(3) 研究・産学官連携推進部長

(4) 研究・産学官連携推進部研究企画課、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課及び研究・産学官連携推進部グラントサポート室の職員

(5) 本学の職員のうちから所属部局長等の推薦に基づき、本部長が指名する者

(6) 先端医療オープンイノベーションセンターの職員（橋渡研究推進部門の部員に限る。）

(アカデミックアドバイザー等)

第8条 学産本部に、学産本部の業務に関する専門的事項について助言を求めため、アカデミックアドバイザー及びアドバイザーを置くことができる。

2 アカデミックアドバイザーは、本学の教員で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有するものうちから本部長が指名する。

3 アドバイザーは、本学の職員以外の者で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有するものうちから本部長が委嘱する。

(評価会議)

第9条 学産本部に、知的財産評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

2 評価会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）の規定に基づき、本部長が評価会議に諮問する事項

(2) その他本学に帰属する知的財産の管理に関する事項

3 評価会議の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務)

第10条 学産本部に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、研究・産学官連携推進部研究企画課及び産学官連携推進課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 九州大学学術研究・産学官連携本部規程（平成26年度九大規程第173号。以下「旧規程」という。）は廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規程第5条から第7条までの規定に基づき、副本部長、部員及びアカデミックアドバイザー等に指名又は委嘱されている者は、この規則第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指名又は委嘱されたものとみなす。

附 則（平成 28 年度九大規則第 144 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年度九大規則第 87 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 15 号）

この規則は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第 32 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規則第 57 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大規則第 15 号）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大規則第 34 号）

この規則は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。